

○八街市高齢者福祉計画策定審議会設置条例

平成14年3月27日
条例第9号

八街市老人保健福祉計画策定審議会設置条例(平成4年条例第49号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 市は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する老人福祉計画(以下「福祉計画」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に規定する介護保険事業計画(以下「介護保険計画」という。)及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)第13条第1項に規定する認知症施策推進計画(以下「認知症施策計画」という。)の策定に関する調査及び審議を行うため、八街市高齢者福祉計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(全部改正〔令和7年条例24号〕)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、福祉計画、介護保険計画及び認知症施策計画の策定に関する事項について調査及び審議する。

(一部改正〔平成20年条例7号・令和7年24号〕)

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 市民代表
- (5) その他市長が必要と認めた者

3 市長は、諮問の都度委員を委嘱し、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第6条 審議会の会議は、会議録を作成し、公開請求があったときは、速やかに公開するものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(一部改正〔平成25年条例9号・令和3年25号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(八街市介護保険事業計画策定委員会設置条例の廃止)

2 八街市介護保険事業計画策定委員会設置条例(平成11年条例第11号)は、廃止する。

附 則(平成20年3月25日条例第7号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月24日条例第25号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年9月29日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。